

日暮美奈子「ヴィルヘルム期ドイツにおける婦女売買
—婦女売買撲滅ドイツ国内委員会の分析を中心に—」

博士論文審査および最終試験の結果

審査委員（主査）増谷英樹

本論文の審査は、まず審査委員会の委員による論文審査をおこない、その結論に従い執筆者を含めた公開の審査をおこなって最終的結論を出すという形で行われた。ここではまず、論文の構成・内容を委員から出された批判を含めて紹介し、その後主として公開審査で言及された論議を中心に最終的結論を述べることとする。

本論文の構成は以下の様である。

序論

第一章 ドイツにおける撲滅運動の出発点としての婦女売買

第一節 イギリスにおける婦女売買

第二節 撲滅運動開始以前のドイツにおける婦女売買

第二章 婦女売買撲滅ドイツ国内委員会

第一節 ドイツ国内委員会の設立

第二節 ドイツ国内委員会の組織

第三節 活動内容

第三章 撲滅運動の展開と婦女売買認識の変化

第一節 撲滅運動における婦女売買

第二節 マイアロヴィツ事件

第三節 婦女売買の範囲の拡大

結論

史料および文献

執筆者の日暮さんはこの論文においては、「婦女売買をひとつの観念ととらえることから始めようと思う」と述べ、序論においてはそうした視点からこれまでの研究史の整理を試みる。というのは、この婦女売買という問題はこれまで多くの研究者が、その概念の検討を十分に行うことなく、婦女売買の存在を自明のものとして議論をすすめ、そのために不必要的混乱を招いてきているからである。実際婦女売買の実在をめぐる議論は「結局のところ、なにを婦女売買とみなすか」という婦女売買の定義をめぐる不毛な争いに終始するからである」という。

本論文の基本的姿勢である「婦女売買をひとつの観念ととらえる」という考え方をめぐっては、多少の説明が必要であろう。昨年度に提出された論文においては、日暮さんは、この婦女売買を「虚像と実像」という両極において捉えようとして、史料不足や婦女売買という言葉自体が持つ問題性から、必ずしもそれに成功しなかった。今回はその際に受けた審査委員からの批判と忠告を取り入れることにより、「婦女売買」と呼ばれる言葉自体がそもそもひとつの「観念」であることに注目していった。そして日暮さんは「婦女

売買とは、ある行為がその名で規定することによって生み出されたものである」と考えることによって、婦女売買そのものの接近の姿勢を改めたのである。そのことによって、論文そのものの目標がより明確になったことは評価されよう。しかし、委員からは問題設定としてはまだまだとしてはあまく、たとえば序論に触れられているギルマン（『ユダヤ人の身体』）などの議論が内容に十分反映されていないといった批判がなされた。

序論の内容にもどるが、日暮さんはここで「婦女売買」と訳された英語・フランス語・ドイツ語の原意そのものの分析から出発し、そこには「自身を全世界の頂点に立つすんだけ世界の住人とみなす近代ヨーロッパ人の自己認識が含まれていた」とする。それに引き続き研究の整理がおこなわれ、まずE.プリストウ（*Prostitution and Prejudice. The Jewish Fight against White Slavery*）とM.カプラン（*Die jüdische Frauenbewegung in Deutschland. Organisation und Ziele des jüdischen Frauenbundes 1904-1938*）が取りあげられる。プリストウは、婦女売買が反ユダヤ主義によって利用してきたことに対する具体的実証的反論を試みるあまり、婦女売買を観念として捉えられず混乱に陥っているし、カプランの場合は婦女売買を「偽りの約束、詐欺あるいは暴力により、商人によって不法に越境させられ、売春宿に売られた女性および少女」ととらえ、それを自己内面化し実体としてとらえてしまっている、と批判する。それに対してK.バリー（*Female Sexual Slavery*）とA.コルバン（*Les Filles de Noce. Misère Sexuelle et Prostitution au XIX^e Siècle*）は、この問題を観念の問題として捉えることによって、その存在の有無を問うことが「レトリック上の論議」にすぎないことを暴露している、とされる。

そして観念としての婦女売買がなぜ必要とされ、どのような意味をもちえたのかという問題に進む。バリーはそれを「女性に対する支配のイデオロギー」ととらえ、コルバンは「女性への牽制、売春の存続のため」（これについては後述）ととらえているが、日暮さんとしては「もっと多様な意味を含むものとしての婦女売買の概念」を捉えようとして、F.K.グリットナーの博士論文（*White Slavery. Myth, Ideology, and American Law.*）やS.ギルマンの『ユダヤ人の身体』に言及する。グリットナーはそこに「均質な合衆国社会という虚構の共同体を脅かす敵の創出」を見、ギルマンは人間のからだにまつわるイメージから「国民国家敵ヨーロッパにおいて統一的な身体としての国民からのユダヤ人の排除をねらうもの」としての特徴を解読しているからである。

第一章では、ドイツにおける撲滅運動が根絶しようとしていた「婦女売買」とはいかなるものとして認識されていたかが分析される。最初にイギリスにおける「白人奴隸」（「婦女売買」の英語バージョン）の観念の形成が紹介される（第一節）。それは（1）児童売春への限定、（2）イギリス国内の事件への限定、（3）上中流層男性の下層民少女への暴虐として非難されていること、に特徴付けられ、後のドイツの婦女売買観念の原形になる。

そのドイツの婦女売買観念の成立は第二節で分析される。まずオットー・グラガウの「ドイツ人少女のブラジル向け売春」という記事が分析され、そこから婦女売買の観念として（1）被害者が若いドイツ人女性であること、（2）被害者が意に反して売春を強要されること、が挙げられ、さらにイギリスではなかった（3）被害者が遠くに連れ出されること、（4）明白な反ユダヤ主義的意識、が析出される。さらに、1883／85／87年の帝国議会での議論（これについてはすでに発表論文がある）、旅行家ヴィルヘルム・ヨエーストの『日本からシベリアを経てドイツへ』、ボルドーのドイツ領事ティーツ

の報告などが分析され、いくつかのバリエーションが紹介されるが、グラガウの特徴が基本的なものと考えられている。

さらに1897年の帝国議会で、ある請願書に応える形で行われた政府の実態調査（その信憑性については言及されない）の「報告」がなされるのだが、その報告は二つの点で婦女売買の観念と矛盾することが述べられていた。つまり、トルコなどオリエントにおいてドイツ人売春婦と思われていた者のなかには、ドイツ国籍を持った者はひとりもいなかったこと、彼女等はもとから売春を行っていた者であったことである。しかし、それにも拘わらず、グラガウ的な婦女売買観念が一般的なものとして広まっていったことが明らかにされる。

この第一章の分析は、序論の問題設定にそっておこなわれ、婦女売買という観念にどのようなバイアスがかかっているかを明らかにするものとなっている。

「婦女売買撲滅ドイツ国内委員会」そのものを分析した第二章は、審査委員会の皆が指摘したように、方法論的には序論ならびに第一章と異なり、多少違和感を覚える章である。ここでは、第一章の言説分析と異なる運動の実体分析に終始しているからである。他方で、運動分析としては極めて精緻で、日暮さんの実証能力が示されていてむしろ「安心して読める」という意見も出ている。

目次で明らかなように、分析は「ドイツ国内委員会」の設立と委員会の組織、その活動に分かれている。「国内委員会」は1898年にイギリスの撲滅運動の中心的人物であるウィリアム・クートのドイツ訪問を契機に成立するが、その組織は、政治的傾向、宗派を超えて、中央集権的ではない緩やかな組織として形成される。そこにはさらに、帝国の外務省、内務省、法務省、文部省、後には「婦女売買撲滅中央警察」の署長も参加している。日暮さんは、こうした「国内委員会」が、その後の婦女売買観念の形成の場になっていくとして、分析の中心をその活動内容に置いている。

「国内委員会」の活動は、国内会議の開催、国際会議への参加、議会などへの請願、広報活動、街頭活動、援助活動、情報活動などがあり、それらの分析はきちんとしている。しかし、それらの分析が婦女売買の観念の形成とどのように関わっていたかについては、次章にまわされてしまっているのは残念である。というのは、「国内委員会」の組織、活動そのもののなかに、すでに婦女売買の観念を規定していくであろう事象が含まれているからである。

第三章が第一章と直接関連して、この論文の主要部分を形成する。ここでも、審査委員から、第二節が何を証明するものであるのかはっきりしなかったという意見が出た。ここに紹介されているマイアロヴィツ事件は、昨年度の「虚像と実像」テーゼで、「実像」を示すものとして取り上げられた事件であり、それがそのまま挿入されているために上記のような意見が出される原因になったと思われる。そこで、ここでは第一節の「運動における婦女売買像」と第三節で分析されている「婦女売買の範囲の拡大」に限定して紹介する。

まず言及しておかなければならぬことは、第三章と第一節の表題にそれぞれ「婦女売買認識」と「婦女売買像」という言葉が使われていることである。その他の場所では観念として単に「婦女売買」と述べられているのに、ここで「婦女売買認識」「婦女売買像」という用語がでてくることは、ここでは日暮さんが「婦女売買」を実体的なものと考えていることを示し、論理の運びに多少混乱をきたしていることを示すからである。そして、

公開審査の際に複数の委員から、観念としての「婦女売買」を実体のないものとして考えているのではないか、あるいはこの問題は実在論的ファクトでは捉えきれない問題である、という意見が出されていたことを考へるならば、「観念」あるいは「言説」（この用語については日暮さんは自らの用語としては使っていないが、何人かの研究者からの引用等で出てくる）という用語をもう少し吟味しておく必要があるであろう。

さて、「国内委員会」はそれまでの「婦女売買像」（日暮）を排除しているように見えるという。「それでは、彼らはなにを婦女売買として発見していったのだろうか」というのが第一節の分析目標である。彼らが婦女売買とみなすものの指標は、（1）手口として詐欺瞞着、強迫などが用いられたこと、（2）連れ出される先が外国であること、（3）連れ出される被害者は品行方正な少女（もしくは軽率な少女）であること、（4）婦女売買商人は「およそ否定的な存在」とみなされたこと、（5）東欧ユダヤがその商人として暗躍していること、（6）運動への参加者が立場の違いを超えて解決すべき課題と認識し、「文明国民としての自負心」を共通の基盤としていたこと、であったと分析される。

分析は、日暮さんが集めた「国内委員会」の報告書が主体であるが、それ以外に各種の新聞、警察資料その他を駆使していて、日暮さんの史料収集能力およびその解読能力を示すものであるといってよい。しかし、こうした指標が実はそれ以前の婦女売買の指標と大きく変わるものではなかったことは、何を意味するのかもう少し説明があったほうがよかったです。そしてまた、それ以前の指標と異なる（5）の東欧のユダヤ教徒との関連に関しては、とくに深めた分析が必要であるように思われる。日暮さんは、「委員会は全体として反ユダヤ的な傾向とは一線を画していたといってよいであろう」、「しかし、それでもなお、東欧のユダヤが婦女売買に関与していたという事実認識は、ときおりユダヤ教徒とキリスト教徒とのあいだに微妙な関係を生み出した」（95頁）と述べるにとどまっている。だが、この東欧ユダヤの婦女売買は、「国内委員会」にとっては婦女売買実在の傍証であっただけではなく、ドイツの婦女売買の原画ないしは下絵として意味をもったであろうし、その意味では、反ユダヤかそうでないかという問題を超えた分析が必要とされる。

第二節のマイアロヴィツ事件はこうした指標を明確に示す事件とされる。だが、そうすると上の諸指標は観念としての婦女売買の指標ではなく、実在の婦女売買の指標になってしまふのだが、上記の理由でこれには触れない。

第三節では、運動の展開のなかで実施された「国内委員会」自体の実態調査が、「国内委員会」の指標と合致しない婦女売買の姿を明らかにし始め、「国内委員会」がその「婦女売買像」を拡大しなければならなかつた過程が明らかにされる。それは、婦女売買観念が何のために必要であったのかを説明する結論への橋渡しになっている。

「国内委員会」の実態調査は、婦女売買にはドイツがほとんどかかわりを持っていないこと、つまりそれは「通過交易」に過ぎなかつたことを明らかにする。さらに交易の対象がドイツ女性であることもなく、いわんやそれが堅気の少女であることもなかつた。こうした事実に対して、「国内委員会」はそれを運動の成果であるとしたが、外部からは、そもそも婦女売買なるものが存在するのかとして、運動への疑問がおこつてくる。ベルリンの『ターゲブラット』紙は、「言葉どおりの意味の婦女売買などここにはおよそありえない」と述べていた。こうした批判に対して、「国内委員会」は婦女売買の観念の再構築に迫られ、被害者が国外に連れ去られる場合だけではなく、国内の移動であっても、その対象としたり、被害者の素行に関する限定を緩め、娼婦の交換をも婦女売買に含めていっ

た。そして、最も重要な転換は「売春宿の撲滅」をも撲滅運動に取り入れたことであった（ただし、廃娼運動とは明確な一線を画していた）。そうしたことによって、婦女売買撲滅運動はよりひろい意味の運動に変わっていったのだが、なぜそうしてまで「国内委員会」は婦女売買の実在にこだわり続けたのかという問題提起が「結論」への橋渡しとなる。

「結論」は上記の問題に答えるかたちでまとめられている。そのひとつは、ドイツが国際的な撲滅運動のなかで主導権をとり、南米や東欧における婦女売買の撲滅を計ることを「第一級の文化的課題」と考えていたということ。そして、とくに南米においては娼婦の別称が「ドイツ女」であったことから、ドイツの威信を守ろうという意識が指導者にはあったとされる。しかし、こうした組織論的な理由は本論文の論理からは外れることになるであろう。

審査委員会では、むしろ第二の理由に関心が示された。それは、撲滅運動が婦女売買を、国内のさまざまな社会問題の集約的現象と見なしていたからであるという。つまり、撲滅運動に参加していた諸組織は、「婦女売買が与える衝撃の強さを利用して、運動のなかでみずから問題意識を開拓していた」。たとえば、道徳向上運動の担い手は、婦女売買をもっぱら道徳の危機としてとらえ、「崩壊する既存の社会秩序と女性の社会的進出とが結び付け」て考えていた。社会福祉団体も社会に不道徳がまん延していると考える点は同じだが、彼らは経済的自立を求める若い女性に援助の手を差しのべようとしていた。女性団体にとっても、撲滅運動は女性の経済的社会的地位向上の機会であった。彼女らは、婦女売買とその原因である売春を、女性差別の端的なあらわれとみなし、売春制度そのものの撤廃を求め、その手段として女子教育の充実を諂うとしていた。女性たちは「撲滅運動への参加を女性の課題とみなすことにより、女性の社会進出を主張していたのである」とされる。

ユダヤ教徒たちにとっては課題はより切実であった。さまざまな調査で、「多数の東欧のユダヤ教徒男女が、被害者としても加害者としても婦女売買に関与していることが判明していたからである」。彼らにとっては撲滅運動とは、「一方では遅れた東欧のユダヤ教徒に近代文明の恩恵をほどこし、崩壊しつつある現地のユダヤ教徒社会を再生しようとする試みであり、他方ではドイツ国内で自分たちに向けられる反ユダヤ的非難を回避する手段であった」。こうした視点が第二・三章の活動の分析のときにも生かされていればというのが、審査委員会全員の意見であった。

しかし、こうした視点だけでは「国内委員会」がなぜ婦女売買の実在にこだわったかという問への直接の解答にはなっていない。日暮さんが仮説として用意した答えは次のようになる。この「撲滅運動を保守派が主導する道徳運動と位置づけると」、「婦女売買撲滅運動は保守派の道徳観に合致した国民意識の形成を目標としていたという仮説である」。すなわち、この時期に自由派の勝利に危機感を募らせていた保守派は、婦女売買撲滅運動をとおして、上記のようなさまざまな運動を、既存の道徳秩序の維持強化に統合しようとしたというのである。

以上が本論文の紹介と批判点である。以下に本論文の評価と批判をまとめて、最終的な結論を述べたいと思う。

1) 本論文のテーマ「婦女売買」の問題は、これまで日本ではほとんど扱う研究者がいなかった分野であり、日暮さんはそれを独力で開拓してきた。西欧においても、このテーマに関する研究は少なく、史料や文献を探し手に入れることが困難ななかで、論理立てに必要な「国内委員会」の報告書や警察史料、議会の議事録、同時代文献そして文書館史料を収集したことは高く評価されてよい。

2) こうしたテーマの困難性はただ史料の収集にだけあるのではなく、テーマへの接近の仕方にもある。というのは、この問題に関しては史料に書かれていることが事実そのものであることは少なく、さまざまなレベルでのバイアスがかかっているからである。さらに運動や人々の言説、そして研究そのものにもバイアスがかかっている。そのために、婦女売買への接近は、婦女売買という言説にかかっているさまざまなバイアスを読み解くことから始めなければならない。本論文では、昨年の論文と異なり、そのことを意識して「婦女売買」を観念として捉えることによって、そのテーマに接近しようとしている。そのことは必ずしも成功し、完結したとはいえないが、日暮さんの努力のあとを確認することができる。

3) 論文の内容に関しては、すでに上に述べたように、論理上構成上紆余曲折があるが、「結論」に述べられているような展望にまで何とか行き着いたことは、評価してよいであろう。

4) 史料の読み込みについては、十分に訓練されているとみとめられるが、表現上多少の問題があるとの指摘があった。

以上のような評価から、批判点は今後の努力によって克服されることを期待しつつ、審査委員会は全員一致で、日暮さんが博士号を受理するに相応しいと判断した。